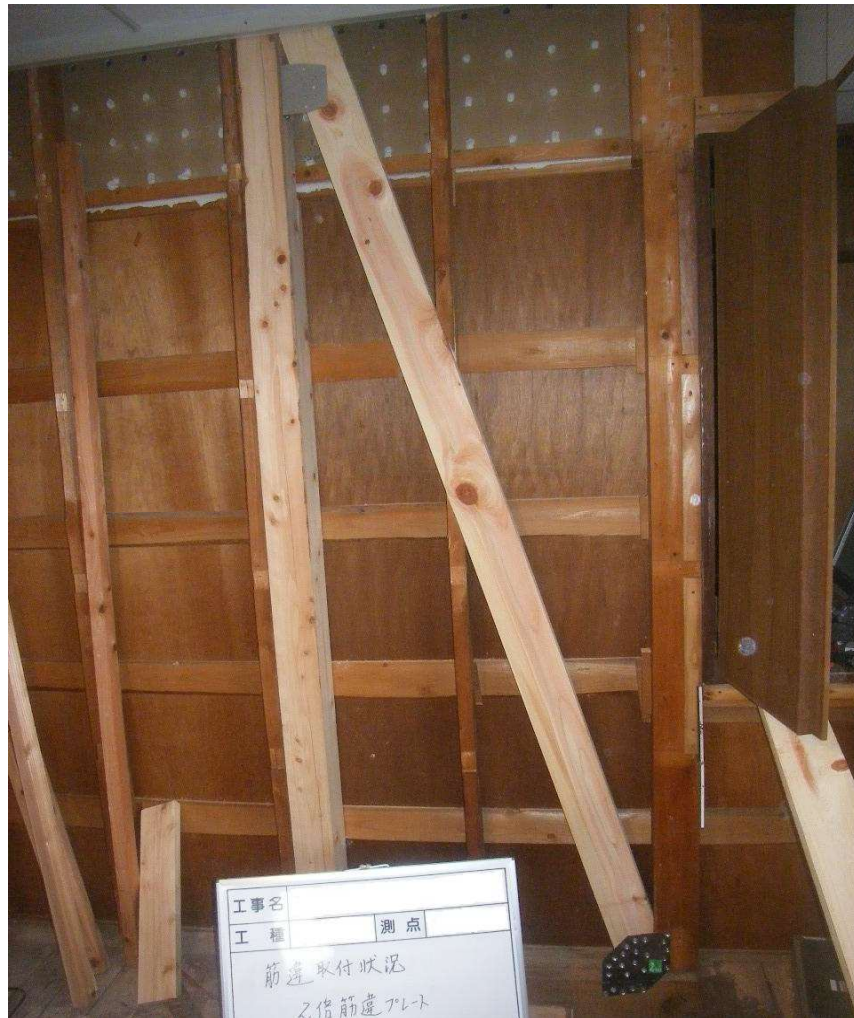


令和 6 年度

西条市木造住宅耐震改修事業の概要



耐震補強で南海トラフ大地震にも安心な我が家

《お問合せ先》

本庁

建築審査課建築審査係 Tel 0897-52-1554

1 補助制度の内容

- この制度は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、市が補助する木造住宅の耐震診断を受け耐震改修を行う住宅の所有者の方を対象に、その費用の一部について補助を行うものです。

2 対象となる住宅

- 西条市内の次の要件を全て満たす住宅が、補助の対象となります。
 - ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）
 - ・ 2 階建以下で延べ面積が 500 平方メートル以下のもの
 - ・ 耐震診断の結果、上部構造評点（注 1）が 1.0 未満と判定されたもの
 - ・ 過去にこの事業による補助金の交付対象となっていないもの
- 工法が以下の工法以外の場合は対象となりません。
 - ア 枠組み壁工法（ツーバイフォー工法など）
 - イ 丸太組工法（ログハウス）
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）第 3 号の規定による改正前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 38 条の規定に基づく認定工法

注 1 上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標の一つであり、次のように規定されています。

評点 1.5 以上	倒壊しない
評点 1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
評点 0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
評点 0.7 未満	倒壊する可能性が高い

一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」より

3 補助を受けられる方

- 次の要件を全て満たす方が、補助の対象となります。
 - ・ 対象となる住宅の所有者又は所有者の家族であること。
 - ・ 市税を滞納していないこと。

4 補助の対象となる耐震改修

- 既存木造住宅の上部構造評点を、改修後の耐震診断（注 2）の結果 1.0 以上にするために行う工事であり、次の要件を満たすものが補助の対象となります。

（1）耐震改修工事

- ・ 愛媛県木造住宅耐震改修登録事業者名簿に登録された事業者で、市内に本店、支店等の事業所を有し、かつ、建設業の許可を受けた事業者（軽微な建設工事のみを行

う事業者は建設業の許可不要。)が改修工事を施工すること。

- ・ 工事に際して、愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録された建築士事務所が改修工事の監理、改修後の診断を行うこと。

(2) 耐震改修設計を実施していること

- ・ 愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録された建築士事務所が耐震補強等の設計を行う。
- ・ 耐震改修計画(改修耐震診断)が愛媛県耐震評価委員会の評価を受けたもの。

注 2 耐震診断は、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」又は一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法、同協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度を取得したソフトの精密診断法によるもの。

5 補助金の額

○ 補助金の額は、それぞれ次のとおりです。(千円未満切捨て)

- ・ 耐震改修設計費 耐震改修設計に要した費用の 4/5 以内で、限度額 20 万円
- ・ 耐震改修工事費 耐震改修工事に要した費用の 4/5 以内で、限度額 100 万円

6 申請等について

愛媛県建築物耐震評価委員会が行う耐震診断と耐震改修計画の同時評定(以下、「総合評価」という。)を受けた場合(既に耐震診断の評価を受けていない場合に限る。)には、耐震改修工事に着手するまでの期間を約2ヶ月短縮することができます。また、株式会社愛媛建築住宅センターで改修計画の評価を受けた場合、耐震改修工事着手までの期間を更に短縮することができますが、評価手数料は割高となります。

詳しくは、本庁 建築審査課で相談を受け付けております。

注意点

- ・ 補助金の申請について、耐震改修工事の契約は、補助金の内定を受ける前に締結した場合は、補助金を交付できなくなりますのでご注意ください。

7 耐震改修に伴う税制面での優遇措置

○ 住宅の耐震改修を行った場合、所得税の特別控除と固定資産税の減額措置を受けることができます。

(1) 所得税の特別控除

申請者ご自身が居住する住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用から補助金額を除いた額の10%相当額で最大25万円所得税額が控除されます。市が発行する「耐震改修証明書」を添付して、税務署へ確定申告を行った場合に適用されます。

詳しくは、伊予西条税務署までお問い合わせください。

（２）固定資産税の減額措置

耐震改修工事を行った住宅に係る固定資産税（120㎡相当部分まで）が以下のとおり減額されます。（耐震改修に係る工事費用が50万円超のものに限る。）

- ・ 耐震改修が完了した場合、翌年度から1年度間適用範囲に相当する税額を2分の1に減額。
- ・ 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に、証明書を添付して西条市課税課へ申告を行った場合に適用されます。

詳しくは、課税課又は西部支所税務係までお問い合わせください。